

令和7年度 プリセプター配置支援事業 実施要項

1 目 的

訪問看護事業所において新規に採用した看護職に対し、体系的に新任教育が行われることにより、訪問看護師としての知識・技術・態度を身につけ、看護実践が可能となることを目的とします。

2 事業内容

新規採用した訪問看護師に対し、新任教育を担当する指導者（プリセプター）を配置し、同行訪問や事業所内での現任訓練をマンツーマンで行った訪問看護事業所に対し、事業費を助成します。なお、対象となる新規採用看護師は訪問看護未経験者または経験の浅い者に限ります。

3 事業対象者

奈良県内に住所を有する訪問看護事業者（訪問看護ステーション）で、令和7年4月1日（火）から令和7年11月1日（土）の期間に新たに雇い入れた看護職（雇用契約の締結）に対し、プリセプターが同行訪問等の新任教育を行った場合。助成対象となる指導期間は雇い入れ時から概ね3か月とします。 定員 30名程度

4 申請

事業の申請は申請書（様式1）に関係書類を添えて、下記期間に奈良県看護協会会長宛に申請してください。申請期間：令和7年6月2日（月）～令和7年12月1日（月）

5 申請の受理

申請のあった事業者宛に申請受理通知および実績報告に必要な様式を送付します。

6 実績報告

申請受理通知書に記載の期限までに、実績報告書（様式2）および関係書類を添えて、奈良県看護協会会長に提出してください。

7 助成額の決定

奈良県看護協会会長は、実績報告書等を受理後、書類審査のうえ助成額を決定し、事業者宛に通知します。なお、助成額は1人あたり300,000円を上限とします。

8 助成金の請求

助成額の決定を受けた事業者は、請求書（様式3）を奈良県看護協会会長に提出してください。請求書を受理後、口座振込します。

9 助成額決定の取消し等

奈良県看護協会会長は、助成額の決定を受けた事業者が偽りその他の不正の手段により助成額の決定を受けたときは助成額の全部または一部を取消すこととします。また、当該取消しに関しすでに交付した助成額の返還を求めます。

10 その他

この事業で得た個人情報は、審査・支払・奈良県への報告のみに使用します。この利用目的以外には使用しません。

<提出先> 公益社団法人奈良県看護協会

〒634-0813 橿原市四条町 288-8 TEL 0744-25-4014 FAX 0744-24-7703

実施要項・各様式は訪問看護総合支援センターホームページからダウンロードできます。

<問い合わせ>

訪問看護総合支援センター（橿原市四分町 251-1 ホームナシングセンター内）

【伊藤、山崎、古川】 TEL 0744-25-8441 FAX 0744-25-8442

奈良県看護協会地域看護事業部 TEL 0744-25-4014 FAX 0744-24-7703